

食品安全委員会（第639回会合）議事概要

日 時：平成29年2月21日（火） 14：00～14：33

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者：報道 0名、行政機関 3名、一般 3名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬 2品目
 - 〔1〕 シアントラニリプロール
 - 〔2〕 トリフルメゾピリム
- ・ 農薬及び動物用医薬品 1品目
フルバリネート
- ・ 動物用医薬品 1品目
酢酸メレンゲステロール

→厚生労働省から説明。

農薬「シアントラニリプロール」について、農薬専門調査会において調査審議することとなった。

農薬及び動物用医薬品「フルバリネート」について、農薬専門調査会において調査審議することとし、同調査会における審議結果が本委員会に報告された際に、動物用医薬品専門調査会において調査審議を行うかどうかを検討して決定することとなった。

動物用医薬品「酢酸メレンゲステロール」について、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価結果について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の1の（1）の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないとき」に該当し、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を厚生労働大臣に通知することとなった。

農薬「トリフルメゾピリム」について、農薬専門調査会において審議することとなった。

（2）食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）のジエチルスチルベストロール試験法の改正、酢酸メレンゲステロール試験法の追加

→厚生労働省から説明。

本件について、試験法の変更及び新たに開発された試験法の追加であり、規格そのものを変えるものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

(3) 食品安全関係情報（1月21日～2月3日収集分）について

→事務局から報告。

英国食品基準庁(FSA)が公表した、英国で販売される製品中のアクリルアミド及びフランレベルに関する調査の中間報告等について報告。